

「平塚 J A P A N」ロゴ使用規程

(目的)

第1条 この規程は、「平塚 J A P A N」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合において、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、平塚市に属する。

(使用の基準等)

第3条 ロゴマークを使用する者は、本規程及び別添「平塚 J A P A Nガイドライン（日本語版）」を遵守しなければならない。

2 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 平塚市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 青少年の健全な育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- (5) 平塚市が、特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合
- (6) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) その他、市長が不相当と認めた場合

(使用の届出)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、別に定める様式により使用者の氏名、住所、使用分野、使用方法、使用期間、商品の概要、その他必要な事項を平塚市市民部文化・交流課へ届け出ることとする。個人で使用する場合は、商用目的での使用を除き、届出は不要とする。

(使用の停止等)

第5条 市長は、第3条に掲げる事項に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用している者に対し、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(経費等の負担)

第7条 平塚市は、ロゴマークを使用したものに対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 平塚市は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、平塚市市民部文化・交流課が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。